

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年3月6日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年3月6日（火）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

健康福祉部 緑川参事、高齢者福祉課 竹内主査

3 件名

第7期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

質疑等は特になし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 健康福祉部 高齢者福祉課

件名	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について																																			
内容	<p>【位置付け】 この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものである。 市の最上位計画である白井市総合計画、保健福祉分野の計画を共通の理念でつなぐ白井市地域福祉計画に基づく計画であり、白井市障害者計画、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、しろい子どもプラン、しろい健康プラン等、市の個別計画と関連する位置づけにある。 また、同時期に策定される千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画とも整合を図り、策定している。</p> <p>【計画期間】 計画期間は平成30年度から32年度までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)も見据えて策定している。</p> <p>【方向性・体系】 計画のスローガン 目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン 基本目標 地域で支える高齢化 基本方針 地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援のための介護予防の推進、生活支援サービスの充実、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進、介護保険事業の効果的な運営</p>																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】 継続計画であり、また、国の方針に沿った計画であること等から、方向性の調整については特になし</p>																																			
スケジュール	<p>H30.3月 計画書印刷</p> <table border="1" data-bbox="320 1771 1425 1989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>条例改正(H30.3月)</td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(H30.4月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(H30.3月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	条例改正(H30.3月)	報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(H30.4月)	広報・HP等	有	HP(H30.3月)	市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	有	条例改正(H30.3月)	報道発表	無																																
議会説明	有	行政運営報告(H30.4月)	広報・HP等	有	HP(H30.3月)																															
市民参加	無																																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで																																			
参考情報	<table border="1" data-bbox="320 1989 1425 2114"> <tr> <td>関係法令等</td> <td colspan="5">老人福祉法、介護保険法</td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="5">健康福祉部各課</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="4">千円 (うち特定財源</td> <td>千円)</td> </tr> </table>						関係法令等	老人福祉法、介護保険法					関係課	健康福祉部各課					事業費	千円 (うち特定財源				千円)												
関係法令等	老人福祉法、介護保険法																																			
関係課	健康福祉部各課																																			
事業費	千円 (うち特定財源				千円)																															

第7期白井市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
(平成30年度～32年度)
(2018～2020)
(概要版)

白 井 市

策定の背景

介護保険制度は、国全体の高齢化をはじめとした社会や家族の状況の変化に対応するため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年度に制度化されたものです。その基本的な考え方は、高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念のもと介護等の給付を行うことで、保健医療の向上、福祉の増進を図るというものです（介護保険法第1条）。また国民は、介護予防のため、健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、適切なサービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとされています（同法第4条）。このようなことから、介護保険制度は、高齢者の介護予防、健康づくりを前提として成り立っているものであり、介護予防や個々の高齢者の普段の健康づくりにより、その能力に応じて自立した生活を営むことが重要であると示されており、市としても同様の認識で計画を策定しています。

計画の期間

計画期間は平成30年度から32年度までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）も見据えて策定しています。

■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画の計画期間



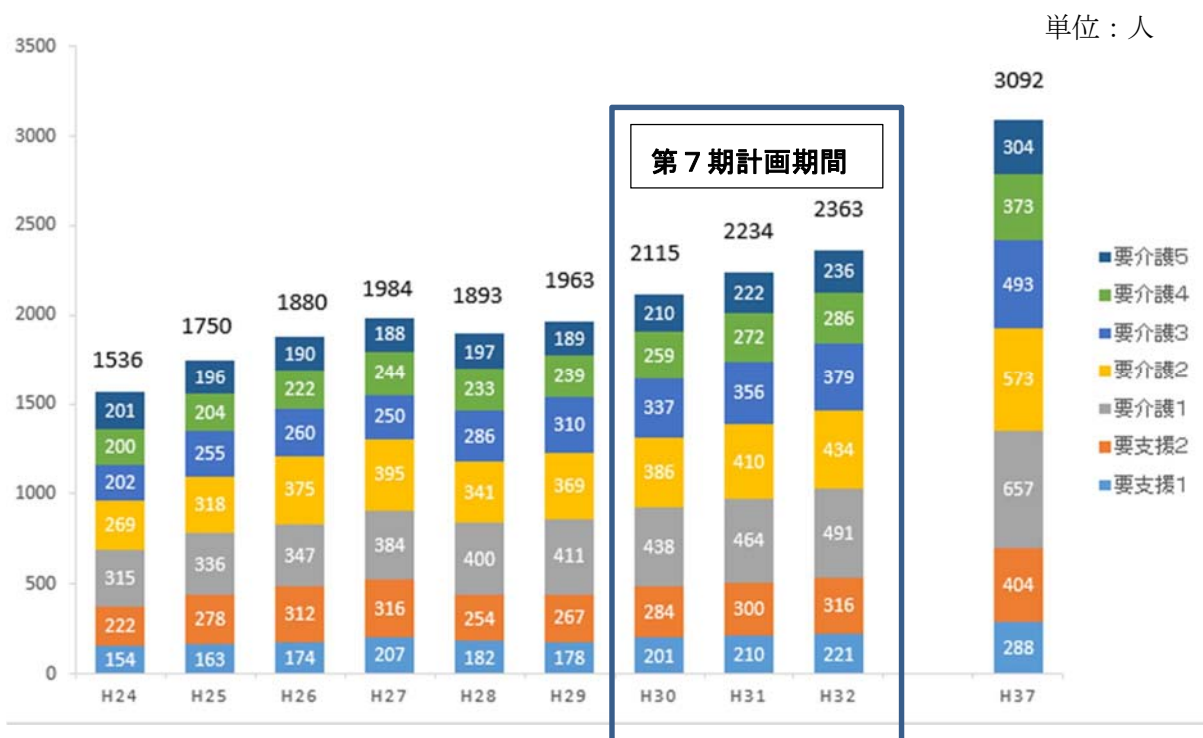
要介護者等の動向

白井市では、高齢化とともに要介護・要支援認定者が第5期計画期間までは年々増加していましたが、平成27年度に新しい総合事業を導入したことなどもあり、平成28年に前年から91人減少しています。要介護度別にみると、要支援2、要介護2がそれぞれ50人以上の減少となっています。

新しい総合事業に完全に移行した平成29年は、認定者数が前年を70人上回っていることから、認定者数の減少については、一過性のものと推測します。

今後、現在の性・年齢階級別の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急速に増加し、平成30年に2,100人を超えた後、さらに平成37年には3,000人を超えることが見込まれます。

■白井市における最近の要介護（要支援）認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

注：平成30年以降は各年9月末時点の推計で、グラフ上段は総数となります。

基本理念と基本目標

白井市第5次総合計画では、「安心」「健康」「快適」を基本理念としています。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、この基本理念に基づき高齢者に係わる部分を計画として位置づけます。

第7期計画においても、これまでの考え方を継承し、市民とともに将来に向けて高齢者が住みよい地域づくりを進めていくこととします。

<計画のスローガン>

目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン

<基本目標>

地域で支える高齢化

市民一人ひとりの介護予防への取組みと、安心して生き生きとした暮らしを地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

平成37年度(2025年度)の白井市の高齢者像・地域像

【積極的な介護予防】若いころから健康・福祉に関する情報を得て、近所付き合いや地域活動への参加、健康づくりを習慣にし、高齢になっても自分に合う仕事や社会貢献に取り組み、健康と生きがいを維持・増進し、生涯現役社会を楽しんでいます。

【地域での支え合い】身近な地域に、情報・相談・介護予防・見守り・支え合いなど複合的な機能を備えた「地域住民の居場所」があり、いつでも気軽に訪れることができます。まちの中では、地域のニーズや住民・商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の助け合いなどが充実し、それが世代間の交流、地域コミュニティの絆づくりにつながっています。

【在宅ケア】介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅で暮らし続けることができます。医療・リハビリ・介護・生活支援が一体的にマネジメントされ、災害時・緊急時の支援なども備わり安心です。認知症への対応体制も確立しており、重介護になっても、認知症になっても、誰もが自分らしい生活と社会参加を持続することができます。

【住まいの確保】自宅での生活の継続を基本に、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

【持続可能なまち】介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用により個人・社会の費用負担が抑えられ、一方で医療・介護や生活支援サービスが良好に生まれ、魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。

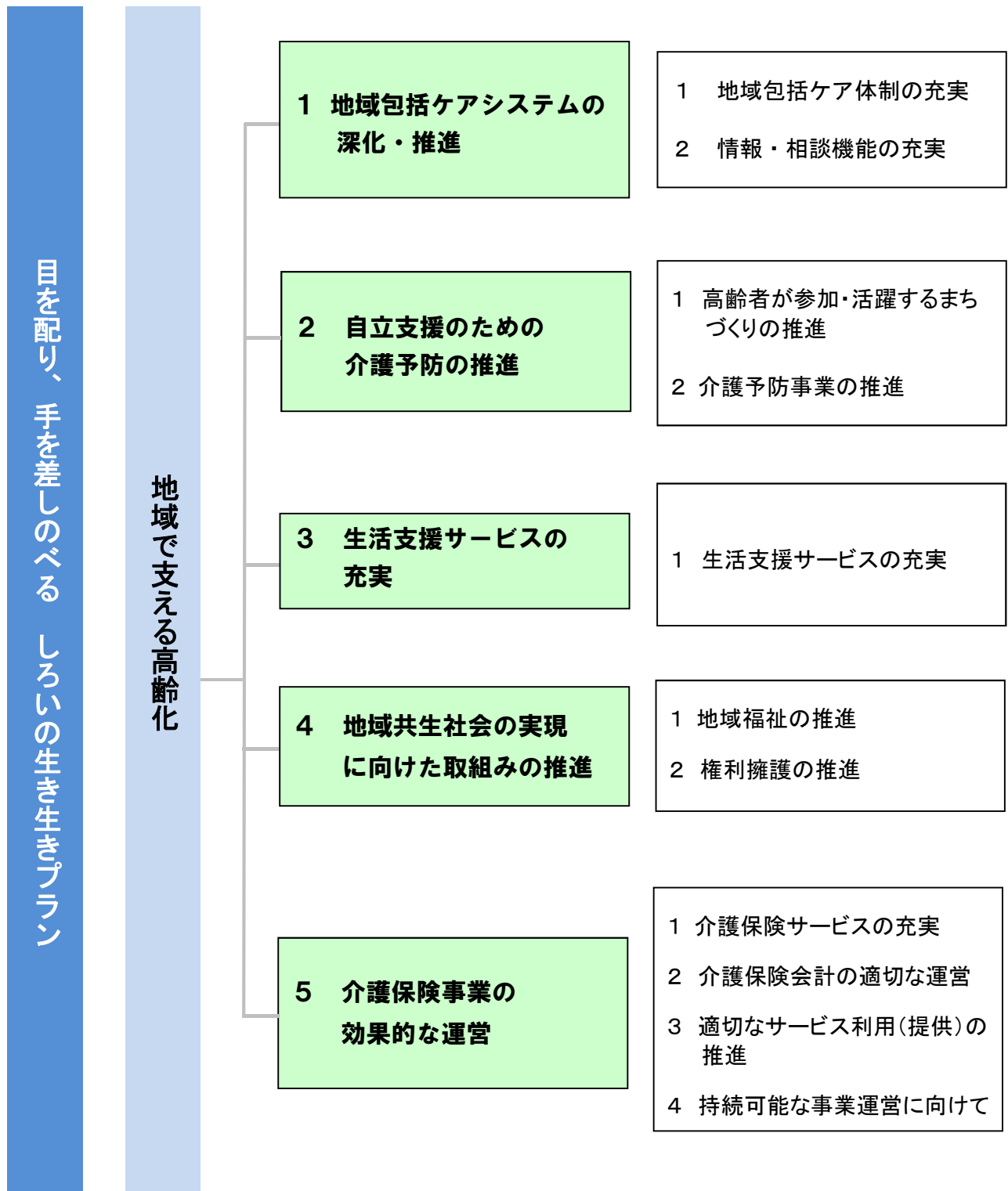
施策体系

目指す将来像の実現に向け、第7期計画においては5つの基本方針を基に、以下の施策を進めます。

スローガン 基本目標

基本方針

施策



方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

市では、第6期計画期間中に地域包括支援センターを2か所増設し、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。第7期計画では、この地域包括支援センターのマネジメント機能を強化し、現有の福祉資源やネットワークを生かし、介護予防該当者から重度者まで、切れ目のない支援を行いつつ、市民・地域・サービス事業者・専門機関のネットワーク化を拡充させ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

施策	施策の方向性	
1 地域包括ケア体制の充実	1 日常生活圏域等の設定	(1) 日常生活圏域の設定 (2) 地域包括支援センターの担当地域
	2 地域包括ケアのシステム化	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 医療と介護の連携 (3) 認知症の状態に応じた体制づくり (4) 日常生活支援体制整備の充実 (5) 地域ケア会議の運営
2 情報・相談機能の充実	1 情報提供の充実 2 相談・課題把握体制の充実 3 介護に取り組む家族等への支援の充実 4 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくり	

方針2 自立支援のための介護予防の推進

高齢期を迎えても仕事や地域活動で活躍し、一人ひとりが主体的に自らの心身機能の維持に取り組む社会を市民とともに築いていくため、これまでの介護予防事業を充実させるほか、サービス事業所などと連携した地域リハビリテーション体制の充実、生涯学習・就労・地域コミュニティづくりなどに取り組みます。

施策	施策の方向性	
1 高齢者が参加・活躍するまちづくりの推進	1 就労・地域活動への参加促進	(1) 雇用・就労の促進 (2) 地域活動への参加の促進 (3) 居場所や交流の場づくり
2 介護予防事業の推進	1 介護予防体制の充実	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 介護予防ケアマネジメントの推進
	2 自主的な介護予防活動の支援	(1) 介護予防の意識・知識の向上支援 (2) 介護予防を支える拠点と人材の確保 (3) 地域における介護予防活動の支援

方針3 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活には介護保険外の生活支援サービスも必要です。地域での支え合い活動を組み合わせた支援体制を市民・事業者とともに築いていきます。特に外出支援は、外出先での活動と組み合わせた形での外出支援を検討します。

施策	施策の方向性	
1 生活支援サービスの充実	1 日常生活の支援	
	2 外出の支援	

方針4 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

今回の介護保険制度の見直しでは、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められています。市では、既に地域ぐるみネットワークふれあい会議を行うなどにより取り組んでおり、今後も発展・充実させることで地域共生社会の実現を図っていきます。併せて、権利擁護の推進についても取り組んでいきます。

施策	施策の方向性	
1 地域福祉の推進	1 地域での支え合いの促進	(1) 支え合い活動の促進
	2 安全・安心な地域づくりの推進	(1) 日頃の安全・安心の確保 (2) 災害対策の支援
2 権利擁護の推進	1 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度 (2) 終末期・死後への備え (3) 虐待の防止 (4) 消費者被害対策

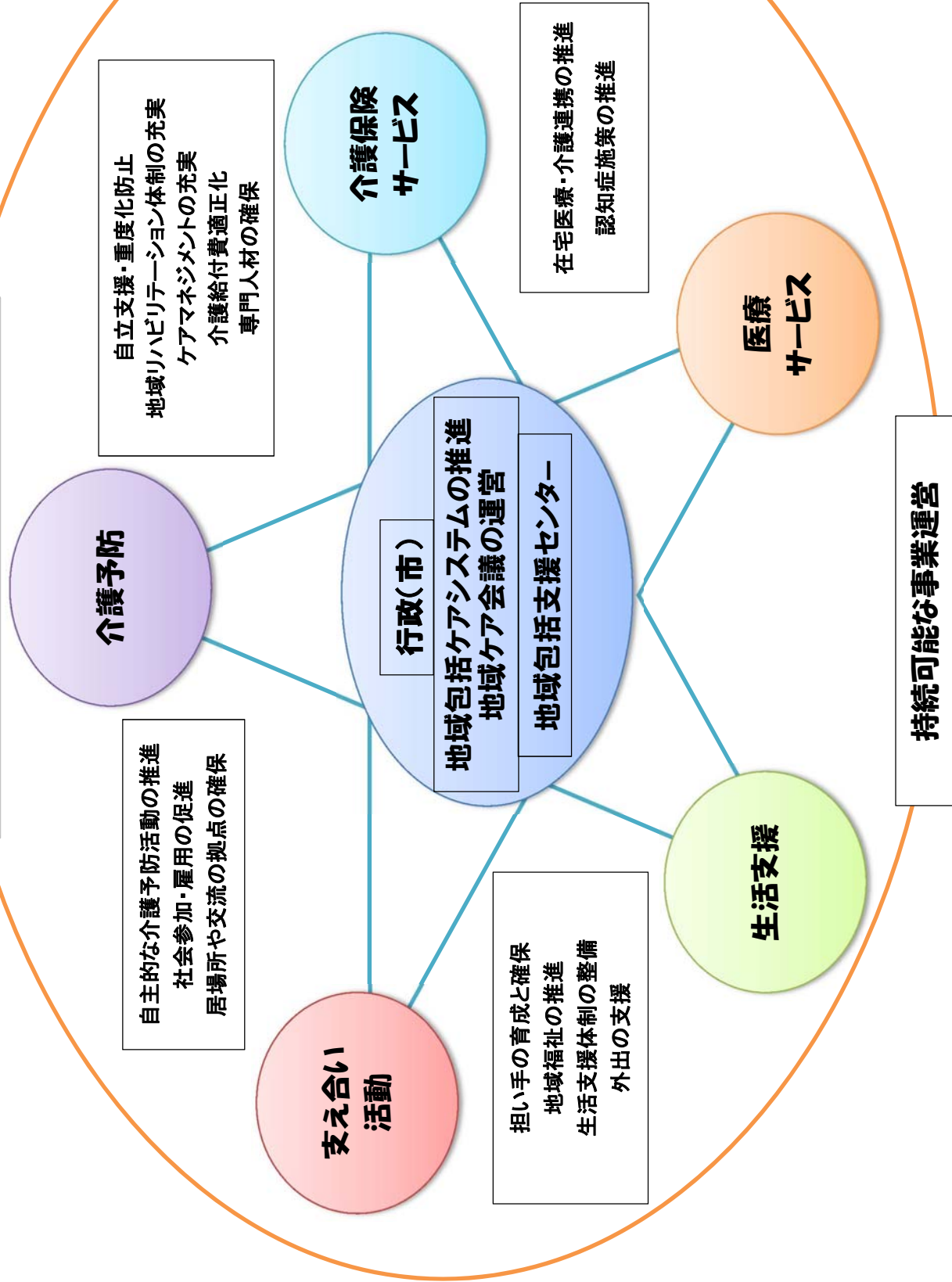
方針5 介護保険事業の効果的な運営

介護が必要になっても自分らしい暮らしを維持できるよう、介護保険サービスを充実させます。また、そのための介護人材の確保・育成を支援していきます。併せて、介護給付の適正化を図り、介護保険事業の適切な運営に努めます。

施策	施策の方向性	
1 介護保険サービスの充実	1 居宅サービスの充実	(1) 居宅介護・介護予防支援 (2) 訪問型サービス (3) 通所型サービス (4) 短期入所 (5) 福祉用具・住宅改修
	2 地域密着型サービス(居住系以外)の充実	
	3 施設・居住系サービスの充実	(1) 広域施設 (2) 地域密着型の住まい
2 介護保険会計の適切な運営	1 介護保険事業費の見込み	(1) 介護保険給付費の見込み (2) 地域支援事業費の見込み
	2 財源構成	
	3 第1号被保険者の介護保険料の設定	(1) 第1号被保険者の介護保険料基準額 (2) 介護給付費等準備基金の活用 (3) 所得に応じた適正な負担 (4) 低所得者対策による負担軽減 (5) 第1号被保険者介護保険料 (6) 将来の第1号被保険者介護保険料の見込み
	4 負担軽減対策	
3 適切なサービス利用・提供の推進	1 有効なサービス利用の推進	(1) 介護認定 (2) 介護給付の適正化 (3) 介護相談員派遣事業
	2 良質なサービスの提供	(1) 事業者・従事者の支援 (2) 事業者の指定 (3) 事業者の指導・監査
4 持続可能な事業運営に向けて	1 介護保険運営協議会の運営	
	2 将来に向けての課題検討	

■白井市が第7期計画で進める施策の全体像とポイント

地域包括ケアシステムの深化・推進



介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険給付費の見込み

介護認定を受けた人が介護サービス等を利用したときに保険者（市）が事業者へ支払う介護保険給付費は、第7期計画において、3年間の総額が約101億8千6百万円となることを見込まれます。第6期計画の総額（見込み額）は約108億4千7百万円であり、約6億6千1百万円の減額となります。

◆介護保険給付費の見込み

(単位：千円)

区分		30年度	31年度	32年度	合計
介護給付	居宅サービス	1,273,679	1,401,050	1,519,566	4,194,294
	地域密着型サービス	570,430	637,016	697,626	1,905,071
	施設サービス	965,482	1,056,595	1,206,078	3,228,155
	計	2,809,591	3,094,661	3,423,269	9,327,521
予防給付	居宅サービス	61,684	74,079	88,627	224,390
	地域密着型サービス	0	0	0	0
	計	61,684	74,079	88,627	224,390
給付費総額		2,871,275	3,168,740	3,511,896	9,551,911
その他	特定入所者介護サービス費	115,157	127,136	140,895	383,188
	高額介護サービス費等給付	63,956	70,609	78,250	212,815
	高額医療合算介護サービス費等	8,976	9,910	10,982	29,868
	算定対象審査支払い手数料	2,418	2,638	2,890	7,946
	小計	190,507	210,293	233,017	633,817
合計		3,061,781	3,379,034	3,744,913	10,185,728

※国の示す指標に基づき、これまでの実績及び今後の介護認定者数の増加、介護施設の整備状況などを勘案して総合的に試算しています。

(2) 地域支援事業費の見込み

第7期計画における地域支援事業費の見込み額は3年間の総額で約7億3千7百万円となります。第6期計画における総額（見込み額）は約3億6千9百万円であり、約3億6千8百万円の増額となります。

◆地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	30年度	31年度	32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	108,833	120,154	133,158	362,145
包括的支援事業・任意事業費	123,715	124,962	126,328	375,005
合計	232,548	245,116	259,486	737,150

※包括的支援事業は地域包括支援センターの運営、任意事業は介護支援ボランティア事業や介護給付等費用適正に係る事業からなります。

第 1 号被保険者の介護保険料の設定

第 7 期計画における第 1 号被保険者の介護保険料基準額（月額）は 4,600 円です。

基準額の積算については、次表のとおりです。

◆第 1 号被保険者の介護保険料基準額の積算

項目		見込額	【参考】 第 6 期見込額	備 考
①	標準給付費見込み額	10,186 百万円	10,847 百万円	介護保険サービスに係る費用 3 年分
②	地域支援事業費	737 百万円	369 百万円	地域支援事業に係る費用 3 年分
②の 1	介護予防・日常生活 支援総合事業費	362 百万円	93 百万円	
②の 2	包括的支援事業・任 意事業費	375 百万円	275 百万円	
③	第 1 号被保険者負担 金相当額	2,512 百万円	2,468 百万円	一般的な保険料負担割合 (①+②)×23% ※第 6 期は 22%。
④	調整交付金相当額	527 百万円	546 百万円	標準給付費見込み額の 5% (①+②の 1)×5%
⑤	調整交付金見込み額	0 円	0 円	国から交付を受ける調整交付金の見 込み額 (①×0%)
⑥	財政安定化基金取り 崩しによる交付額	—	—	県の内示額
⑦	基金繰入金	150 百万円	400 百万円	介護給付費等準備基金からの繰入金
⑧	保険料収納必要額	2,889 百万円	2,614 百万円	③+④-⑤-⑥-⑦
⑨	予定収納率	98%	98%	第 1 号被保険者保険料の予定収納率
⑩	所得段階別補正後 被保険者数	53,422 人	48,306 人	所得区分により換算した 3 年間の 65 歳以上人口
⑪	第 1 号被保険者 保険料年額	55,200 円	55,200 円	⑧÷⑨÷⑩ (100 円未満切り捨て)
⑫	第 1 号被保険者 保険料月額	4,600 円	4,600 円	⑪÷12 ヶ月

※⑩の所得段階別補正後被保険者数は、所得段階に応じた負担の割合により換算して算出しています。
(例えば第 1 段階は 1 人あたり 0.5 人、第 10 段階は 1 人あたり 1.8 人など)。

介護給付費等準備基金の活用

市では、介護保険事業の健全な財政運営を図るため、第 1 号被保険者の介護保険料の剰余金を介護給付費等準備基金として積み立てています。平成 29 年度末残額は約 7 億円となる見込みですが、現在ある基金を第 7 期で全額取り崩すのではなく、1 億 5 千万円を取り崩し、第 7 期介護保険料を第 6 期計画同額の月額 4,600 円とします。

なお、介護給付費等準備基金については、次期計画以降での急激な保険料上昇を抑制するために活用することとします。

第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者の介護保険料については、次のとおりです。

◆所得段階の基準及び介護保険料額

第7期の 段階設定	対象者	保険料率 (カッコ内は公費負担後)	保険料年額 (カッコ内は公費負担後)
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者（市民税世帯非課税）、世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の公的年金等収入と前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.50 (基準額×0.45)	27,600円 (24,840円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の公的年金等収入と前年の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.60	33,120円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の公的年金等収入と前年の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.65	35,880円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年の公的年金等収入と前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.85	46,920円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）本人の前年の公的年金等収入と前年の合計所得金額が80万円超の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	66,240円
第7段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	71,760円
第8段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第9段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	93,840円
第10段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	99,360円
第11段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.90	104,880円
第12段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.00	110,400円

※基準額は、第5段階の年額55,200円（月額4,600円）です。

※第1段階にある（ ）については、平成27年4月から公費による保険料の軽減措置として実施済みです。

※第1段階から第5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得金額を控除して得た額となります。

将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第7期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、市の介護保険料（基準額）は、平成37年度には約7千円になると予測されます。